



独占禁止法損害賠償請求訴訟の展開～競争者排除行為事案を中心に～

平山, 賢太郎

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2019-09-11

(Date of Publication)

2024-09-11

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7568号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007568>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博 士 学 位 論 文

独占禁止法損害賠償請求訴訟の展開

～競争者排除行為事案を中心に～

神戸大学大学院法学研究科

専攻：理論法学専攻

指導教員：泉水文雄 教授

学籍番号：140J179

氏名：平山 賢太郎

提出年月日：令和元年7月10日

論文要旨

独占禁止法は「公正且つ自由な競争を促進」することを直接の目的とする法律であるといわれているところ（独占禁止法1条）、かかる目的は、独占禁止法が適正かつ積極的にエンフォースされることによって、はじめて実現されるものである。

独占禁止法違反行為によって被害を受けた者は、関連市場における正常な競争秩序が回復され将来の事業活動の機会を保障されることを期待するのみならず、当該違反行為によって生じた損害の回復を期待するであろう。しかし、公的エンフォースメントである公取委の排除措置命令は、原状回復措置を含まないものとして運用されており、課徴金も国庫に納付されるものであって被害者へ支給されるものではないので、被害者が被害回復を実現するためには、私的エンフォースメントである損害賠償請求訴訟や不当利得返還請求訴訟によることが必要となる。

事業者が競合者との間の競争の過程で用いるさまざまな行為について独占禁止法違反該当性を検討するにおいては、正常な競争過程を反映した行為と人為的な排除行為との境界線を適切に設定することが課題となる。この点をめぐって、裁判所は、公的エンフォースメントの公表事例には現れないいわゆる境界事例についても訴訟が提起されればその都度判断を行ってきたのであり、この点において、公的エンフォースメントにはみられない規範形成機能を発揮してきた。また、裁判所は、独占禁止法違反行為を認定した事案において、損害及び損害額を認定して原状回復を実現してきたのであり、民事法一般の損害算定手法を当然に基礎としながらも、独占禁止法案件の特殊性に配慮した検討が行われ、興味深い先例が蓄積しつつある。

そこで、本論文では、排除行為について独占禁止法違反行為該当性が肯定されて損害賠償請求が認容された裁判例、裁判上・裁判外の和解により金銭上の補償等が行われたとみられる事例等を対象として、これら事例における当事者による手続（条文）選択、裁判所の違反行為認定及び損害・損害額の認定について、違反行為類型ごとに事案を整理して分析を行った。

まず、「第1 はじめに」及び「第2 関連法令等」においては、本論文における検討の前提として、独占禁止法の公的執行と私的執行との異同について簡潔に比較対照したう

えで、私的執行の一形態である損害賠償請求訴訟において用いられる手続について、関連条文を摘示しながら概観した。

ついで、「第3 裁判例の分析」においては、損害賠償請求が認容され、または裁判上・裁判外の和解により金銭上の補償等が行われたとみられる競争者排除行為事案を「排他的取引」「低価格設定」「単独の取引拒絶」及び「その他の競争者排除行為」に分類し、これら事案について、当事者の手続選択、裁判所による違反行為認定及び損害・損害額の認定の観点から分析を行った。かかる分析により、当事者による手続選択が先行する公取委審査手続及び審査結果の内容による制約を受けるものであること、裁判所による違反行為認定が公取委先例には見られない先駆的内容を含むことがあること、裁判所による損害額認定は個々の事案において民事訴訟法248条を適用するか否かにかかわらず全体的に裁量的要素が含まれるとみるべきこと等の示唆が得られた。

以上の分析及び得られた示唆を踏まえ、「第4 まとめ ～損害賠償請求における独占禁止法活用の展望～」においては、損害賠償請求訴訟を通じた公正競争の確保を実現するための方策について検討し、将来の課題として、公取委による後見的関与の拡大の必要性を提言した。